

# 消防団員等福祉共済事務取扱要領

## 1 本共済に加入できる者

(事業方法書第1条及び第5条、契約約款前文及び第1条)

本共済に加入できる者は次のとおりです。(以下「消防団員等」といいます。)

- (1) 消防団員
- (2) 消防職員
- (3) 地域において自主的に防災活動を行う者
- (4) 都道府県消防協会の役職員
- (5) 日本消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会の役職員

また、その範囲は、次のとおりとしています。

- (1) 年齢80歳6か月未満の者。ただし、地域において自主的に防災活動を行う者は、年齢18歳以上80歳6か月未満の者とする。
- (2) 加入日の前日において健康である者。ただし、継続加入の場合は健康状態を問わないものとします。

(注) 健康である者とは、日常的に消防防災等の活動ができる者のことです。

## 2 加入の申込みと加入の同意の確認 (市町村・消防団等毎の加入等の手続き)

### (1) 加入の申込みは消防団員等の所属毎

(事業方法書第8条第2項、事業規程第2条第3項)

本共済への加入申込みは、消防団員等の所属毎に取りまとめて申込んで下さい。所属毎とは次のとおりです。(以下「消防団等」といいます。)

- ア 消防団員は、消防団
- イ 消防職員は、消防本部又は消防組合等
- ウ 地域において自主的に防災活動を行う者は、自主防災隊等
- エ 都道府県消防協会の役職員は、都道府県消防協会

### (2) 加入の同意を得るための方法

消防団等毎に申込みを行うに際し、消防団員等が本共済へ加入することに同意している旨を確認して申込まなければなりませんので、本共済への加入の同意を得るために本共済の内容の説明は次のいずれかの方法により行って下さい。

- ア 消防団員等に対して「本共済の重要事項を記載した書面」(以下「重要事項等説明書」といいます。)をもって説明を行う。
- イ 「福祉共済の重要事項を含むガイドライン「福祉共済のしおり」(以下「ガイドライン」といいます。)を消防団詰所等に掲示し周知する。  
「掲示し周知」とは、消防団員等の皆様が、いつでも「ガイドライン」を見られる状態にしておくことということです。
- ウ 「重要事項等説明書」又は「ガイドライン」を用いて研修会又は説明会等で説明を行う。
- エ その他、上記ア～ウ以外の方法で、消防団員等の皆様が、「重要事項等説明書」又は「ガイドライン」で、確認や周知できる方法があれば、その方法で行って下さい。

なお、ガイドラインには、次のように記載していますので、消防団詰所等に、ガイドラインを一定期間掲示し周知したうえで、加入申込み手続きを行って下さい。

「本共済は、所属する消防団、消防本部又は消防組合等毎に、それぞれの所属の団員又は職員等の全員が加入する場合は、申込書への加入者名簿の添付を省略する簡易な手続きができますので、この共済に加入を希望しない者がおられる場合は、取りまとめを行っているそれぞれの市町村の消防事務担当者又は消防本部の消防団事務担当者等に申し出て下さい。申し出がない場合は、所属の団員又は職員等の全員が加入するものとして取り扱われております。」

### (3) 加入の同意の確認方法

(事業方法書第10条)

本共済へ加入することに同意していることの確認の方法は、次のいずれかの方法により行って下さい。

ア 消防団員等が本共済への加入に同意する旨については、加入する消防団員等の合意があった場合、代表者がその加入する消防団員等を代表して表示することとしています。これについては、その代表者が「加入申込書(様式3)」の「申込者及び加入予定者の代表者(市町村等)」欄に市町村・消防団・消防本部(署)等加入申込み団体の代表者又は団体の印を押印して下さい。(記入例 別紙様式3参照)

イ 消防団員等が、個人単位で本共済への加入に同意する旨の文書の受領をした場合は、その文書を「加入申込書(様式3)」に添付して提出して下さい。

この場合、消防団等毎の加入者全員から個人単位の同意書が必要となる場合もありますので、できるだけ前記(1)の代表者による同意確認の方法として下さい。

#### 事業規程

(加入者の同意の確認)

第4条 事業方法書第10条の規定により本共済に加入しようとする者(以下「加入予定者」という。)から、本共済への加入の同意を得るために行う本共済の重要事項書など本共済契約の内容の説明は次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 加入予定者に対し、第2条第1項に規定する本共済の重要事項書による説明
- (2) その他適切な方法による説明

ア 本共済の別に会長が定める重要事項書を含むガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の消防団詰所等への掲載による周知

イ 重要事項書又はガイドラインによる研修会又は説明会等における説明

ウ その他適切な方法による説明

2 加入予定者の本共済への加入の同意の確認は次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 加入予定者が本共済への加入に同意する旨記名押印した文書の受領

(2) 加入予定者が本共済への加入に同意する旨は代表者が加入予定者を代表して表示することについて、その加入予定者の合意に基づいて、その代表者が押印した文書の受領

3 第1項の説明の方法及び第2項の確認の方法は、第2条第3項に規定する加入申込書に表示するものとする。

### (4) 加入の申込み

(事業方法書第8条第1項及び第2項)

本共済への加入申込みは、消防団員等の所属毎に取りまとめて、「加入申込書(様式3)」に必要事項を記載して、消防団員等の所属の代表者が、「申込者及び加入予定者の代表者(市町村等)」欄に押印して都道府県消防協会に提出して下さい。代表者の押印の取扱いは、前記(3)の(ア)のとおりです。

#### ア 「加入申込書」を記載する上で留意すべき事項

(ア) 消防団員等の所属等毎に全員加入の場合は、「全員加入」欄に○印を付けて下さい。

この場合は、「加入者名簿(様式4)」の添付を省略しますので名簿を添付する必要はありません。

(注) この「全員加入」の取扱いは、消防団員及び消防職員が加入する場合にのみ適用することとしますので、自主防災隊員及び都道府県消防協会等の役職員が加入する

場合は、申込み時点で所属する者が全員加入であっても、「個人加入」として扱いますので、「加入申込書（様式3）」には必ず「加入者名簿（様式4）」を添付して下さい。

- (イ) 消防団員等の所属等毎に個人加入の場合は、「個人加入」欄に○印を付けて、「加入者名簿（様式4）」に必要事項を記載して添付して下さい。
- (ウ) 「加入予定者への説明及び周知の方法」及び「加入予定者同意の確認方法」欄は、前記（2）及び（3）により該当する項目に☑を付けて下さい。
- (エ) その他は、「記入例 別紙様式3」及び「記入例 別紙様式4」を参照して下さい。

#### イ 「加入申込書」及び「加入者名簿」の作成及び提出する部数

- (ア) 「加入申込書（様式3）」は、4部複写となっていますので、4部作成し4部とも「申込者及び加入予定者の代表者（市町村等）」欄に押印して、都道府県消防協会へ提出して下さい。4部のうち、1部は都道府県消防協会の控えとなり、3部は日本消防協会へ提出されます。
- (イ) 「加入者名簿（様式4）」は、2部作成し（複写式ではありません）、2部とも都道府県消防協会へ提出して下さい。2部のうち、1部は都道府県消防協会の控えとなり、1部は日本消防協会へ提出されます。  
また、「加入者名簿（様式4）」のデータを、日本消防協会指定のメールアドレスまで送ってください。
- (ウ) 消防団等は、「加入申込書（様式3）」及び「加入者名簿（様式4）」それぞれをコピーして「控」として下さい。
- (エ) 「加入申込書（様式3）」は、（5）の掛金の払込みとともに、都道府県消防協会から日本消防協会に提出され、日本消防協会において申込みの確認がなされた後、「加入申込書（様式3）」の「日本消防協会（受付年月日）」欄に、日本消防協会の受付印が押印され、都道府県消防協会を経由して申込みされた消防団等に返送します。

#### ウ 通常の「加入申込書」の提出期限及び「掛金」の払込期限（契約約款第17条、第18条）

- (ア) 通常の4月1日加入の「加入申込書（様式3）」及び（5）の「掛金」は、前月（3月）15日までに都道府県消防協会に提出及び払込んで下さい。
- (イ) この提出及び払込みの期限は、翌々々月つまり6月15日までを猶予期間としていますので、都道府県消防協会とよく連絡を取りあい、遅れないように手続きを行って下さい。
- (ウ) （イ）の猶予期間について、消防団等において特別な事情がある場合は、都道府県消防協会経由で日本消防協会に、その特別な事情を記載した文書を6月10日までに提出して下さい。日本消防協会においてやむを得ない事情と承認した場合に限り、猶予期限を7月15日までとすることができるものとします。  
ただし、この特別な事情とは、大規模災害などにより、加入等の手続きが事実上取り得ない具体的な事象がある場合に限るものとします。

#### エ 途中加入の場合の「加入申込書」の提出期限及び「掛金」の払込期限

- (ア) 「加入申込書（様式3）」及び（5）の「掛金」は、共済期間開始日の前月15日までに都道府県消防協会に提出及び払込んで下さい。
- (イ) この提出及び払込みの期限は、翌月つまり加入開始月の15日までを猶予期間としていますので、都道府県消防協会とよく連絡を取りあい、遅れないように手続きを行って下さい。

## オ 途中加入の場合の共済期間

途中加入できるのは、5月1日から翌年1月1日までの各月1日からとし、その共済期間は最初に到達する3月31日までとします。

### 事業規程

(共済契約の締結の手続き) 第2条

- 3 本共済に加入しようとする者は、県協等に対し、事業方法書第8条第2項に規定する消防団等、自主防災隊等又は県消防協会等(以下「消防団等」という。)毎に、消防団員等福祉共済加入申込書(以下「加入申込書」という。)により申し込むものとする。
- 4 前項の加入申込書には、消防団等毎に事方書第8条第1項に規定による加入者名簿を添付するものとする。
- 5 事業方法書第8条第2項の規定により消防団等毎に全員加入の場合は、前項の加入者名簿を省略することができるものとする。

## (5) 掛金の払込み

### ア 掛金の取りまとめと払込み

掛金は、消防団員等の所属毎に取りまとめ、「掛金送金通知書(様式8)」に加入申込者数及び掛金の送金額等必要事項を記入のうえ、「加入申込書(様式3)」に添付して都道府県消防協会に送付するとともに、都道府県消防協会等の指定する金融機関等に払込んで下さい。

この「掛金送金通知書(様式8)」の記載上の留意事項は、「記入例 別紙様式8」を参照して下さい。

### イ 掛金の「払込請求書」の要請

掛金は、アの「掛金送金通知書(様式8)」に掛金額を自ら算出して記載したうえで払込むものとなりますが、消防団等において、その払込請求書が必要な場合は、「掛金請求書(様式9)」を準用し、消防団等の要請に基づいて発行しますので、都道府県消防協会に申入れして下さい。

### ウ 掛金の払込期限

前記(4)のウのとおりです。ただし、途中加入の場合は、同エのとおりです。

### 事業規程

(掛金の払込)

第5条 事業方法書第13条に規定する本会に対する掛金の払込は、次の方法により金融機関等へ振り込むものとする。

(1) 消防団等は、消防団等毎の掛金を取りまとめ、消防団員等福祉共済掛金送金通知書(以下「送金通知書」という。)に加入者数及び掛金の送金額等必要事項を記入のうえ、第2条第3項に規定する加入申込書に添付して県協等に送付するとともに、県協等の管理する金融機関等に対して振り込むものとする。

2 本会は、消防団等から掛金の払込請求書の提出を求められた場合、県協等を通して消防団員等福祉共済掛金請求書を消防団等に送付するものとする。

(県協等の共済契約申込み及び掛金の払込に関するその他の取扱い)

第6条 事業方法書第14条及び契約約款第18条に規定する県協等の共済契約申込み及び掛金の払込の猶予期間に関し、県協等又は加入予定者において特別な事情があり本会の承認を得た場合に限り、猶予期間を1か月間延長できるものとする。

## (6) 「加入申込書」の日本消防協会受付済み書の交付

都道府県消防協会に対して提出及び払込みした「加入申込書(様式3)」及び「掛金」は、都道府県消防協会から日本消防協会に提出され払込まれます。日本消防協会において、この「加入申込書(様式3)」及び「掛金」払込みの確認を行った後、「加入申込書(様式3)」に日本消防協会の受付年月日を押印して都道府県消防協会を経由して申込まれた消防団等に返送しますので大切に保管して下さい。

### 3 共済契約申込みの手続き（都道府県消防協会の契約等の手続き）

#### （１）契約の申込み

団体契約方式による共済契約者となる都道府県消防協会は、消防団等毎の「加入申込書（様式3）」（個人加入の場合は「加入者名簿（様式4）」が添付されています。）及び「掛金送金通知書（様式8）」を取りまとめ、「加入申込一覧表（様式2）」を作成のうえ、「契約申込書（様式1）」に必要事項を記載し、都道府県消防協会長印を押印して、共済者である日本消防協会会長あてに提出して下さい。

#### ア 「加入申込一覧表」を記載する上で留意すべき事項

- （ア）「加入申込者数」の「人数」及び「掛金額」欄は、消防団等毎の「加入申込書（様式3）」及び「掛金送金通知書（様式8）」をよく確認して記入して下さい。
- （イ）「加入区分」欄のうち、自主防災隊等及び都道府県消防協会等からの加入申込みは、全て「個人加入」として扱いますので、「加入申込書（様式3）」に「加入者名簿（様式4）」が添付されているかよく確認して下さい。
- （ウ）添付される消防団等毎の「加入申込書（様式3）」の「加入予定者への説明及び周知の方法」欄、及び「加入予定者同意の確認方法」欄の該当する項目に☑がなされているかよく確認して下さい。
- （エ）その他は、「記入例 別紙様式2」を参照して下さい。
- （オ）日本消防協会への提出部数は1部です。都道府県消防協会の「控」は、コピーして下さい。

#### 事業規程

（共済契約の締結の手続き）第2条

- 2 事業方法書第8条第1項の規定により、本会の共済契約者になろうとする同第4条に規定する都道府県消防協会等（以下「県協等」という。）は、同第17条に規定する記載事項を記載した消防団員等福祉共済契約申込書（以下「契約申込書」という。）及び福祉共済加入申込消防団等一覧表に、次項に規定する加入申込書及び第4項に規定する加入者名簿を添付して本会に提出するものとする。
- 3 本共済に加入しようとする者は、県協等に対し、事業方法書第8条第2項に規定する消防団等、自主防災隊等又は県消防協会等（以下「消防団等」という。）毎に、消防団員等福祉共済加入申込書（以下「加入申込書」という。）により申し込むものとする。
- 4 前項の加入申込書には、消防団等毎に事方書第8条第1項に規定による加入者名簿を添付するものとする。
- 5 事業方法書第8条第2項の規定により消防団等毎に全員加入の場合は、前項の加入者名簿を省略することができるものとする。
- 6 本会は、事業方法書第8条第3項に規定する同第18条に規定する記載事項を記載した共済証券を第5条第1項第2号による掛金の払込があった後遅滞なく県協等に交付するものとする。

#### イ 「契約申込書」を記載する上で留意すべき事項

- （ア）「共済加入申込消防団等」欄は、消防団、消防本部等、自主防災隊等及び消防協会等の区分毎に、加入申込件数、加入申込者数及び掛金額を記載し、それぞれの計を記載して下さい。
- （イ）この「契約申込書（様式1）」には、「加入申込一覧表（様式2）」1部と消防団毎の「加入申込書（様式3）」3部、「掛金送金通知書（様式8）」1部、個人加入の場合は「加入者名簿（様式4）」1部を添付して下さい。
- （ウ）その他は、「記入例 別紙様式1」を参照して下さい。
- （エ）「契約申込書（様式1）」の日本消防協会への提出部数は2部です。都道府県消防協会の「控」はコピーして下さい。

## ウ 通常の「契約申込書」（添付書類を含む）の提出期限及び「掛金」の払込期限

(契約約款第17条及び第18条)

- (ア) 通常の4月1日契約の「契約申込書（様式1）」等及び(2)の「掛金」は、共済期間開始日の前月（3月）末日までに日本消防協会に提出及び払込んで下さい。
- (イ) この提出及び払込みの期限は、6月30日までを猶予期間としていますので、この期限に遅れないように手続きを行って下さい。
- (ウ) (イ)の猶予期間について、消防団等において特別な事情がある場合は、その特別な事情を記載した文書を6月25日までに提出して下さい。日本消防協会においてやむを得ない事情と承認した場合に限り、猶予期限を7月31日までとすることができるものとします。

## エ 途中加入の場合の「契約申込書」の提出期限及び「掛金」の払込期限

- (ア) 「契約申込書（様式1）」等及び(2)の「掛金」は、共済期間開始日の前月末日までに日本消防協会に提出及び払込んで下さい。
- (イ) この提出及び払込みの期限は、契約開始月の末日までを猶予期間としていますので、これ以上は絶対に遅れないように手続きを行って下さい。

### 契約約款

#### (掛金の払込)

第17条 共済契約者は、本会对し第13条に規定する共済期間開始日の前月末日までに、掛金を本会の指定口座に払込まなければなりません。

(共済契約者の共済契約申込み及び掛金払込みの猶予期間と共済契約の失効)

第18条 本共済の共済契約者が第13条第1項に規定する共済契約申込みおよび前条に規定する掛金の払込みを行う場合、共済契約申込みおよび掛金の払込期月の翌月1日から翌々々月末日までを猶予期間とします。また、同条第2項に規定する途中加入の場合の共済契約申込みおよび掛金の払込みについては、共済契約申込みおよび掛金払込期月の翌月末日までを猶予期間とします。

2 猶予期間内に共済契約申込みおよび掛金が払い込まれないときは、本共済契約及び加入者の加入は、猶予期間満了日の翌日にその効力を失います。

## (2) 掛金の払込み

### ア 市町村・消防団等から掛金の「掛金請求書」の提出を求められた場合

市町村・消防団等から掛金の払込請求書の提出を求められた場合、共済者である日本消防協会長印を押印した「掛金請求書（様式9）」をあらかじめ都道府県消防協会に送付しますので、必要事項を記入して使用して下さい。

なお、市町村・消防団等の要請等により、請求書に都道府県消防協会長の押印のある請求書が必要となる場合は、日本消防協会長印の下に都道府県消防協会長印を押印して使用して下さい。

また、市町村・消防団等の要請等により、日本消防協会長印は必要とせず、都道府県消防協会長印の押印のみ必要な場合は、この様式に準じ、適宜、都道府県消防協会長印を押印した請求書を作成し提出しても差し支えありません。

掛金の払込請求書の請求者は、共済者である日本消防協会名、又は共済契約者である都道府県消防協会名いずれも特定保険業として問題はありませぬので、都道府県消防協会と市町村・消防団等の協議により上記のように適宜取り扱って下さい。

### イ 掛金の取りまとめと払込み

消防団等毎の掛金は、消防団等から都道府県消防協会の指定する金融機関に払込まれているか確認を行い、その取りまとめを行ったうえ、「契約申込書（様式1）」及び「加入申込一覧表（様式2）」に必要な事項を記載し、「契約申込書（様式1）」等を日本消防協会に送付するとともに、掛金は日本消防協会等の指定する金融機関等に払込んで下さい。

## ウ 掛金の払込期限

前記（１）のウの（ア）、（イ）及び（ウ）のとおりです。ただし、途中加入の場合は、同エのとおりです。

### 事業規程

（掛金の払込）

第5条 事業方法書第13条に規定する本会に対する掛金の払込は、次の方法により金融機関等へ振り込むものとする。

（２）県協等は、前号の消防団等毎の送金通知書を取りまとめ、本会に対して第2条第2項に規定する契約申込書に添付して申し込むとともに、本会の管理する金融機関等に振り込むものとする。

2 本会は、消防団等から掛金の払込請求書の提出を求められた場合、県協等を通して消防団員等福祉共済掛金請求書を消防団等に送付するものとする。

（県協等の共済契約申込み及び掛金の払込に関するその他の取扱い）

第6条 事業方法書第14条及び契約約款第18条に規定する県協等の共済契約申込み及び掛金の払込の猶予期間に関し、県協等又は加入予定者において特別な事情があり本会の承認を得た場合に限り、猶予期間を1か月間延長できるものとする。

### （３）「共済証書」と「加入申込書」の受付済み書の送付

（事業方法書第8条第3項）

都道府県消防協会から日本消防協会に対して、「契約申込書（様式1）」及び「掛金」の払込みが行われ、日本消防協会においてその確認がなされた後、都道府県消防協会に対し「共済証書（様式5）」を送付します。併せて、消防団等毎の「加入申込書（様式3）」に日本消防協会の受付年月日を押し、2部を都道府県消防協会に送付しますので、うち1部を加入申込みを行った消防団等に送付して下さい。

## 4 脱退と補充加入

### （１）本共済からの脱退

（事業方法書第9条第1項）

加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、その日をもって本共済から脱退することとなります。この場合、すでに振り込まれた掛金は返還いたしませんのでご承知おき下さい。

ア 加入者の年齢が80歳6か月に達したとき

ただし、加入手続きを終えた者が加入期間中にその年齢に達した場合は、全員加入、個人加入にかかわらず、その加入は当初の加入期間内を有効として扱うこととします。

イ 加入者が死亡し、又は重度障害の状態のとき

ウ 加入者が退団、退職又は除隊したとき

### （２）加入者が退団、退職又は除隊したときの取扱い

特に手続きの必要はありません。その加入の扱いは、全員加入又は個人加入の区分により次のとおりとします。

ア 全員加入の場合

（ア）退団又は退職した者に代わって補充加入する場合

退団又は退職した者の保障の有効期間は、補充加入者の加入の前日までとします。

（イ）退団又は退職した者に代わって補充加入がない場合

退団又は退職した者の保障の有効期間は、当初の加入期間内（3月31日まで）とします。

#### イ 個人加入の場合

退団、退職又は除隊した者の保障の有効期間は、当初の加入期間内（3月31日まで）とします。

なお、その者の後任として消防団員等を補充し、その補充した者が、この共済に加入する場合、その手続きは、途中加入の場合と同じとなります。

（ア）市町村・消防団等の手続 2－（4）－エ及びオ

（イ）都道府県消防協会の手続 3－（1）－エ

（注）個人加入の場合は補充加入という考え方はありません。

### **（3）加入者が前記（2）にかかわらず脱退を希望した場合の手続き（個人加入の場合）**

#### **ア 市町村・消防団等の手続き**

（ア）加入者が、前記（1）に該当し、同（2）にかかわらず脱退するときは、「脱退者名簿（様式7）」に必要事項を記載し、加入団体の代表者（市町村等）印を押印のうえ都道府県消防協会へ提出して下さい。

（イ）この脱退者名簿の記載上の留意事項は、「記入例 別紙様式7」を参照して下さい。

（ウ）都道府県消防協会への提出部数は2部（うち1部は日本消防協会用）です。「控」はコピーして下さい。

#### **イ 都道府県消防協会の手続き**

（ア）前記アの「脱退者名簿（様式7）」を取りまとめ、「脱退者届（様式6）」に必要事項を記載し、「脱退者名簿（様式7）」を添付して都道府県消防協会長印を押印のうえ日本消防協会へ提出して下さい。

（イ）この脱退者届の記載上の留意事項は、「記入例 別紙様式6」を参照して下さい。

（ウ）日本消防協会への提出部数は2部です。「控」はコピーして下さい。

（エ）日本消防協会は、この「脱退者届（様式6）」の確認を行った後、受付印を押印して、1部を都道府県消防協会へ返送します。

#### 事業規程

（脱退と補充加入）

第3条 事業方法書第9条第1項の規定により加入者が脱退する場合、県協等は、消防団員等福祉共済脱退者届（以下「脱退者届」という。）を本会に提出するものとする。

2 前項の脱退者届には、消防団等毎の消防団員等福祉共済脱退者名簿を添付するものとする。

3 事業方法書第9条第2項の規定により、脱退者に代わって補充加入する場合の手続きは、前条第2項、第3項、第4項及び第6項に準じるものとする。

4 事業方法書第9条第3項の規定による消防団等毎に全員加入の場合、脱退者の後任として消防団員等になった者は、当該脱退者に代わって補充加入することができる。この場合、特に手続きは必要としない。

## 5 追加加入

すでに加入手続きを行っている消防団等は、消防団員等を追加して加入することができます。この追加加入とは、消防団等毎の全員加入の場合、個人加入の場合に係わず、掛金を払い込んでいる加入申込者数に加えて追加して申込み場合で、全員加入の場合であっても掛金の払込みが必要となります。

### **(1) 市町村・消防団等の手続き**

前記2の「加入申込みと加入の同意の確認」の手続きと同じで、その期限は、前記2の(4)のエの途中加入の場合及び(5)のウのただし書きと同じです。

### **(2) 都道府県消防協会の手続き**

前記3の「共済契約申込みの手続き」と同じで、その期限は、前記3(1)のエの途中加入の場合及び(2)のウのただし書きと同じです。

---

## **6 共済掛金額**

共済掛金額は、加入者1人につき次のとおりです。 (事業方法書第11条、契約約款第16条)

加入月日	掛金(円)
4月1日	3,000
5月1日	2,750
6月1日	2,500
7月1日	2,250
8月1日	2,000
9月1日	1,750
10月1日	1,500
11月1日	1,250
12月1日	1,000
1月1日	750

---

## **7 共済金の支払請求手続き**

本共済の受給事由が発生し、共済金の支払請求することができるのは次の場合です。

- (1) 加入者が、死亡した場合
- (2) 加入者が、事故により負傷し若しくは疾病にかかり治ったときに障害の等級第1級から第12級までの状態に該当した場合
- (3) 加入者が、事故又は疾病を直接の原因としてその日から180日以内に病院又は診療所に7日以上入院した場合

### **(1) 受給者の共済金支払請求の手続き(市町村・消防団等の手続き)**

#### **ア 「共済金支払請求書」の提出**

本共済の受給事由が発生したときは、その都度「共済金支払請求書(様式11)」に必要な事項を記入し、また、必要な欄に証明を行い、次の区分による必要書類を添付し、2部を都道府県消防協会(1部は日本消防協会用)に提出して下さい。

なお、この請求書の「受取人氏名欄」に押印する印鑑は、

(ア) 重度障害見舞金、障害見舞金及び入院見舞金の場合は、加入者本人が受取人となり

ますので、ご本人の認印で差し支えありません。ただし、受取人氏名は、加入者本人の署名が必要となります。

(イ) 加入者が死亡した場合の遺族援護金等の場合は、後記エの「加入者が死亡した場合の遺族援護金等の支払請求の手続き」を参照して下さい。

「共済金支払請求書(様式11)」の記載要領は、「記入例 別紙様式11」を参照して下さい。なお、「控」はコピーして保管して下さい。

また、次の区分による書類は、すべて2部を都道府県消防協会(日本消防協会用)へ提出して下さい。なお、「控」は必要に応じてコピーして保管して下さい。

給付種別	区 分	添 付 書 類
遺族援護金	加入者が死亡した場合	① 死亡診断書(様式13)又は、病院若しくは診療所等が発行する死亡診断書 ② 受取人であることを証明する戸籍謄本 ③ 受取人が複数の場合は、委任状(様式17)又は共済金分割請求書兼振込依頼書(様式18)(実印を押印) ④ 受取人が複数の場合は、③に押印した受取人全員の印鑑登録証明書(受取権利者全員分が必要)
弔慰金・弔慰救済金	加入者が公務により死亡した場合	① 公務死亡を認定する機関が発行する公務認定書(そのコピー) ② 公務死亡の概況報告書(様式15) ③ 死亡診断書(様式13)又は、病院又は診療所等が発行する死亡診断書 ④ 受取人であることを証明する戸籍謄本 ⑤ 受取人が複数の場合は、委任状(様式17)又は共済金分割請求書兼振込依頼書(様式18)(実印を押印) ⑥ 受取人が複数の場合は、⑤に押印した受取人全員の印鑑登録証明書(受取権利者全員分が必要) ⑦ 共済金の振込先依頼書(様式19)(実印を押印) ※③④⑤⑥について既に提出している場合は、そのコピー
保育援護金	加入者が公務により死亡した場合、又は、重度障害(障害の等級第1級又は第2級)の状態となった場合において、その加入者に未就学の被扶養者がいるとき	① 被扶養者であることを証明する戸籍謄本
生活援護金・障害見舞金	加入者が、事故により負傷し若しくは疾病にかかり治ったときに障害の等級第1級から第12級までの状態に該当した場合	① 入院証明書兼障害診断書(様式14)、障害診断書(様式14-1、14-2、14-3、14-4、14-5)又は、病院若しくは診療所等が発行する障害診断書 ※身体障害者手帳が交付されている場合は、手帳の写し及び手帳申請時の診断書
重度障害見舞金・見舞金	加入者が、事故により負傷し若しくは疾病にかかり治ったときに障害の等級第1級から第9級までの状態に該当した場合で、その原因が公務によるものであるとき	① 公務による障害であることを認定する機関が発行する公務認定書 ② 障害等級の判断等に関する書類 ③ 公務障害の概況報告書(様式16) ④ 障害診断書(既に提出している場合は、そのコピー) ⑤ 共済金の振込先依頼書(様式19) ※重度障害見舞金及び見舞金の添付書類について、②が提出された場合は、④は不要です。
入院見舞金	加入者が、事故又は疾病を直接の原因としてその日から180日以内に病院又は診療所にその原因を問わず、加入年度内に通算して7日以上入院した場合	① 入院証明書兼障害診断書(様式14)又は、病院若しくは診療所等が発行する入院証明書 ※入院見舞金を請求できるのは、退院した時又は、入院日数が120日を超えた時です。
(注) 添付書類がコピーの場合は、任命権者が原本証明して下さい。		

## イ 公務死亡等の速報

加入者が、公務により死亡し、又は、重度障害の状態と推定できる場合、市町村・消防団等は、「死亡・重度障害事故報告書(速報)(様式10)」を参考として確認できる事項を、速やかに都道府県消防協会に報告して下さい。

## ウ 加入者が死亡した場合の受取人の順位 (契約約款第10条第2項から第4項まで)

加入者が死亡した場合の遺族援護金等の共済金の受取人の順位は次のとおりです。

- (ア) 配偶者 【第1位】  
(婚姻の届出をしていないが、加入者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含みます。)
- (イ) 子 【第2位】
- (ウ) 父母 【第3位】(養父母、実父母の順とします。)
- (エ) 孫 【第4位】
- (オ) 祖父母 【第5位】  
(養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とします。)
- (カ) 兄弟姉妹 【第6位】

## エ 加入者が死亡した場合の遺族援護金等の支払請求の手続き

加入者が死亡した場合の遺族援護金等の共済金の受取人の順位は、前記ウのとおりですが、例えば受取人の同順位者が複数人いるなどいろいろなケースがあります。その場合、次の点に留意しながら、支払請求の手続きを行って下さい。

**※基本的に受取人が配偶者の場合以外は、加入者の出生から死亡までの内容が記載された戸籍謄本が必要です。**

順位	受取人	共済金支払請求書(様式11)の受取人欄記載内容	分割請求する場合	委任する場合	印鑑登録証明書	戸籍謄本
第一順位	配偶者の場合	・配偶者の ・住所 ・氏名(署名) ・認印 ・加入者と配偶者の続柄	—	—	—	・加入者と配偶者の婚姻関係がわかる戸籍謄本

順位	受取人	共済金支払請求書（様式 11） の受取人欄記載内容	分割請求 する場合	委任する 場合	印鑑登録 証明書	戸籍謄本
第二順位	成人の子が一人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人の子の <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名（署名）</li> <li>・認印</li> </ul> </li> <li>・加入者と成人の子の続柄</li> </ul>	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が死亡又は離婚していることが確認できる戸籍謄本</li> <li>・加入者と受取人の親子関係及び他に子がいないことが確認できる戸籍謄本</li> <li>・加入者の出生から死亡までの内容が記載された戸籍謄本</li> </ul>
	成人の子が複数の場合	<b>【受取を 1 人に委任する場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任を受けた子の <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名（署名又は記名）</li> <li>・実印</li> </ul> </li> <li>・加入者と委任を受けた子の続柄</li> </ul>	—	委任者及び委任された者すべての子の署名又は記名及び実印を押印した「委任状（様式 17-1）」	「共済金支払請求書（様式 11）」及び「委任状（様式 17-1）」に、すべての子が押印したそれぞれの実印の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が死亡又は離婚していることが確認できる戸籍謄本</li> <li>・加入者とすべての子それぞれの親子関係が確認できる戸籍謄本</li> </ul>
		<b>【分割請求する場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割請求するすべての子の <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名（署名又は記名）</li> <li>・実印</li> </ul> </li> <li>・加入者と分割請求するすべての子それぞれの続柄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済金の分割割合を記入</li> <li>・すべての子のそれぞれの共済金振込口座、住所、氏名を記入の上、署名し実印を押印</li> </ul> 「共済金分割請求書兼振込依頼書（様式 18-1）」	—	「共済金支払請求書（様式 11）」及び「共済金分割請求書兼振込依頼書（様式 18-1）」に、すべての子が押印したそれぞれの実印の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の出生から死亡までの内容が記載された戸籍謄本</li> </ul>

順位	受取人	共済金支払請求書（様式 11） の受取人欄記載内容	分割請求 する場合	委任する 場合	印鑑登録 証明書	戸籍謄本
第二順位	未成年の子が一人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年の子の <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名（署名又は記名）</li> </ul> </li> <li>・親権者又は未成年後見人の <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名（署名又は記名）</li> <li>・実印</li> </ul> </li> <li>・加入者と未成年の子との続柄</li> <li>・未成年の子と親権者又は未成年後見人の続柄</li> </ul>	—	—	「共済金支払請求書（様式 11）」に未成年者又は後見人が押印した実印の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が死亡又は離婚していることが確認できる戸籍謄本</li> <li>・加入者と未成年の子の親子関係及び他に子がいないことが確認できる戸籍謄本</li> <li>・未成年の子の親権者又は未成年後見人の関係が確認できる戸籍謄本</li> <li>・加入者の出生から死亡までの内容が記載された戸籍謄本</li> </ul>
	未成年の子のみ複数の場合	<p>【等分による分割請求となります】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割請求するすべての未成年の子の <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名（署名又は記名）</li> </ul> </li> <li>・親権者又は未成年後見人の <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名（署名又は記名）</li> <li>・実印</li> </ul> </li> <li>・加入者と分割請求するすべての未成年の子それぞれの続柄</li> <li>・未成年の子と親権者又は未成年後見人の続柄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年の子それぞれの共済金振込口座、住所、氏名の記入並びに親権者又は未成年後見人の氏名の記入及び実印を押印</li> </ul> <p>「共済金分割請求書兼振込依頼書（様式 18-2 又は 18-4）」</p>	—	「共済金支払請求書（様式 11）」及び「共済金分割請求書兼振込依頼書（様式 18-2 又は 18-4）」に、親権者又は未成年後見人が押印した実印の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が死亡又は離婚していることが確認できる戸籍謄本</li> <li>・加入者とすべての未成年の子の親子関係が確認できる戸籍謄本</li> <li>・すべての未成年の子の親権者又は未成年後見人の関係が確認できる戸籍謄本</li> <li>・加入者の出生から死亡までの内容が記載された戸籍謄本</li> </ul>

順位	受取人	共済金支払請求書（様式 11） の受取人欄記載内容	分割請求 する場合	委任する 場合	印鑑登録 証明書	戸籍謄本
第二順位	成人の子と未成年の子がそれぞれ複数の場合	<p>【受取を成人 1 人に委任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任を受ける子の <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名（署名又は記名）</li> <li>・実印</li> </ul> </li> </ul> <p>（委任を受ける子が未成年の場合は、委任を受ける子の氏名及び親権者又は未成年後見人の氏名（署名又は記名）及び実印）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者と委任を受けた子との続柄 （委任を受ける子が未成年の場合は未成年の子と親権者又は未成年後見人の続柄）</li> </ul>	—	委任者及び委任された者すべての子(未成年の子の場合は親権者又は未成年後見人)の署名又は記名及び実印を押印した「委任状(様式 17-2)」	「共済金支払請求書（様式 11）」及び「委任状(様式 17-2)」に、すべての子(未成年の子の場合は親権者又は未成年後見人)が押印したそれぞれの印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が死亡又は離婚していることが確認できる戸籍謄本</li> <li>・加入者とすべての子それぞれの親子関係が確認できる戸籍謄本</li> <li>・すべての未成年の子の親権者又は未成年後見人の関係が確認できる戸籍謄本</li> </ul>
		<p>【等分による分割請求となります】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割請求するすべての子の <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名（署名又は記名）</li> <li>・実印</li> </ul> </li> </ul> <p>（未成年の子の場合は親権者又は未成年後見人の氏名（署名又は記名）及び・実印も必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者と分割請求するすべての子との続柄 （未成年の子と親権者又は未成年後見人の続柄）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての子のそれぞれの共済金振込口座、住所、氏名の記入及び実印を押印 （未成年の子の場合は親権者又は未成年後見人の住所、氏名の記入及び実印を押印）</li> </ul> <p>「共済金分割請求書兼振込依頼書（様式 18-3 又は 18-4）」</p>	—	「共済金支払請求書（様式 11）」及び「共済金分割請求書兼振込依頼書（様式 18-3 又は 18-4）」に、すべての子（未成年の子の場合は、親権者又は未成年後見人）が押印したそれぞれの印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の出生から死亡までの内容が記載された戸籍謄本</li> </ul>
第三順位	父母の場合	<p>【受取を一方に委任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任を受けた母又は父の <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名（署名又は記名）</li> <li>・実印</li> </ul> </li> <li>・加入者と委任を受けた母又は父との続柄</li> </ul>	—	委任した父(母)及び委任された母(父)双方の署名又は記名及び実印を押印した「委任状(様式 17-1)」	「共済金支払請求書（様式 11）」及び「委任状(様式 17-1)」に、父母が押印したそれぞれの印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者が未婚又は配偶者が死亡あるいは離婚し、また、加入者に子がいないことが確認できる戸籍謄本</li> <li>・加入者との親子関係が確認できる戸籍謄本(父母が離婚している場合も同じ)</li> <li>・加入者の出生から死亡までの内容が記載された戸籍謄本</li> </ul>

順位	受取人	共済金支払請求書（様式 11） の受取人欄記載内容	分割請求 する場合	委任する 場合	印鑑登録 証明書	戸籍謄本
第三 順位	父母 の場合	<b>【分割請求する場合】</b> ・父母それぞれの ・住所 ・氏名（署名又は記名） ・実印 ・加入者と父母の続柄	・共済金の分割 金額を記入  ・父母それぞれの 共済金振込 口座、住所、氏名 の記入及び実印 を押印 「共済金分割請 求書兼振込依頼 書（様式 18-1）」	—	「共済金支払請求書（様式 11）」及び「共済金分割請求書兼振込依頼書（様式 18-1）」に父母が押印したそれぞれの実印の印鑑登録証明書	・加入者が未婚又は配偶者が死亡あるいは離婚し、また、加入者に子がいないことが確認できる戸籍謄本  ・加入者との親子関係が確認できる戸籍謄本（父母が離婚している場合も同じ）  ・加入者の出生から死亡までの内容が記載された戸籍謄本
		<b>【父母のうち一方が死亡している場合】</b> ・受取人となる母(父)の ・住所 ・氏名（署名） ・認印 ・加入者との続柄	—	—	—	・加入者が未婚又は配偶者が死亡あるいは離婚し、また、加入者に子がいないことが確認できる戸籍謄本  ・加入者との親子関係、また父母のうち一方が死亡していることが確認できる戸籍謄本  ・加入者の出生から死亡までの内容が記載された戸籍謄本

- 1 受取人第4位、第5位及び第6位の順位となった場合は、この区分を参考として手続きを行って下さい。
- 2 「共済金分割請求書兼振込依頼書（様式18）」及び「委任状（様式17）」の記載例を参考として下さい。

## （2）生活援護金及び障害見舞金の支払請求の時期と支給額について

（契約約款第2条及び第5条）

加入者が事故により負傷し、若しくは疾病にかかり、**治ったとき**に「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に係る省令 別表第二に定める障害の等級」（以下「障害の等級」といいます。）第1級から第12級までの状態に該当した場合、その障害の等級において、第1級又は第

2級の状態に該当した場合は生活援護金を、第3級から第1・2級までに該当した場合は障害見舞金を支給することとなります。その支払請求の時期及び支給の時期については次のとおりです。

#### ア 支払請求の時期

支払請求の時期は、「治ったとき」です。

(ア) この「治ったとき」とは、原則として、医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（**療養の終了**）となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる状態（**症状の固定**）に達したときです。

(イ) 同一の事故により二以上の負傷又は疾病があるときは、その二以上の負傷又は疾病の全部が治ったときをもって「治ったとき」とします。

#### イ 医師の証明

障害等級の認定にあたっては、医師の診断書等の記述が重要となります。障害等級に該当すると思われる場合、医師の診断書はできるだけ詳細で判定しやすい記述内容にしてくださいようお願いいたします。

なお、障害に該当するかどうかの診断にあたっては、「障害等級の決定について」（昭和51年12月17日消防庁消防課通知）〔当共済ホームページ参照〕及び当マニュアル17頁「(3) 障害等級について」の部位別等級表をご活用下さい。

障害の対象となるかどうか判断に迷う事案があった場合は、各都道府県消防協会を通じてご相談下さい。

#### ウ 支給額

(ア) 加入者が同一の事故又は疾病により障害の等級に定める障害を二つ以上同時に受けたときは、それぞれの障害の状態の等級に相当する共済金額を障害見舞金として支給します。ただし、それらの障害の状態が身体の同一部位に生じたものである場合には、障害見舞金としてそれらの障害が属する等級のうち最も上位の等級に該当する共済金を支給します。

(イ) 加入者が異なる事故又は疾病により、2回以上の障害を受けたときは、障害見舞金としてその都度それらの障害の状態に対応する共済金を支給します。ただし、それらの障害の状態がすでに支払事由となった障害を生じた身体の同一部位に加重して生じたものである場合は、加重の結果、新たに生じた障害の状態に対応する給付金額から、すでに支払われた障害の状態に対応する給付金を差し引いて支給します。

(ウ) 加入者に対して支払う障害見舞金の額は、同一の原因又は同一の保障期間において、通算して契約約款第5条に定める障害の等級3級の障害見舞金の額をもって限度とします。

### (3) 障害の等級について

障害の等級については、次の部位別の等級表を用いて審査することとなりますので、参考として下さい。

なお、障害見舞金の支給の対象となるか否かについて疑義があるときは、事前に都道府県消防協会を経由して日本消防協会に協議して下さい。

部位	等級	号	障害程度	金額 (万)
視 覚	1	一	両眼が失明したもの	100
	2	一	一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	100
	2	二	両眼の視力が0.02以下になったもの	100
	3	一	一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	50
	4	一	両眼の視力が0.06以下になったもの	50
	5	一	一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	30
	6	一	両眼の視力が0.1以下になったもの	30
	7	一	一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	18
	8	一	一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの	18
	9	一	両眼の視力が0.6以下になったもの	9
	9	二	一眼の視力が0.06以下になったもの	9
	9	三	両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	9
	10	一	一眼の視力が0.1以下になったもの	9
	10	二	正面視で複視を残すもの	9
	11	一	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	6
12	一	一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	6	
聴 覚	4	三	両耳の聴力を全く失ったもの	50
	6	三	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	30
	6	四	一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	30
	7	二	両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	18
	7	三	一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	18
	9	七	両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	9
	9	八	一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	9
	9	九	一耳の聴力を全く失ったもの	9
	10	五	両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	9
	10	六	一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	9
	11	五	両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	6
11	六	一耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	6	
言 語 ・ 咀 嚼	1	二	咀嚼及び言語の機能を廃したもの	100
	3	二	咀嚼又は言語の機能を廃したもの	50
	4	二	咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	50
	6	二	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	30
	9	六	咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	9
	10	三	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	9
上 肢	1	五	両上肢をひじ関節以上で失ったもの	100
	1	六	両上肢の用を全廃したもの	100
	2	五	両上肢を手関節以上で失ったもの	100
	3	五	両手の手指の全部を失ったもの	50

上 肢	4	四	一上肢をひじ関節以上で失ったもの	50
	4	六	両手の手指の全部の用を廃したもの	50
	5	四	一上肢を手関節以上で失ったもの	30
	5	六	一上肢の用を全廃したもの	30
	6	六	一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	30
	6	八	一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	30
	7	六	一手の母指を含み三の手指を失ったもの又は母指以外の四の手指を失ったもの	18
	7	七	一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの	18
	7	九	一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	18
	8	三	一手の母指を含み二の手指を失ったもの又は母指以外の三の手指を失ったもの	18
	8	四	一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの	18
	8	六	一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの	18
	8	八	一上肢に偽関節を残すもの	18
	9	十二	一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの	9
	9	十三	一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの	9
	10	七	一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの	9
	10	十	一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	9
	11	八	一手の示指、中指又は環指を失ったもの	6
	12	六	一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの	6
	12	九	一手の小指を失ったもの	6
12	十	一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	6	
下 肢	1	七	両下肢をひざ関節以上で失ったもの	100
	1	八	両下肢の用を全廃したもの	100
	2	六	両下肢を足関節以上で失ったもの	100
	4	五	一下肢をひざ関節以上で失ったもの	50
	4	七	両足をリスフラン関節以上で失ったもの	50
	5	五	一下肢を足関節以上で失ったもの	30
	5	七	一下肢の用を全廃したもの	30
	5	八	両足の足指の全部を失ったもの	30
	6	七	一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	30
	7	八	一足をリスフラン関節以上で失ったもの	18
	7	十	一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	18
	7	十一	両足の足指の全部の用を廃したもの	18
	8	五	一下肢を5cm以上短縮したもの	18
	8	七	一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの	18
	8	九	一下肢に偽関節を残すもの	18
	8	十	一足の足指の全部を失ったもの	18
	9	十四	足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの	9
	9	十五	一足の足指の全部の用を廃したもの	9
	10	八	一下肢を3cm以上短縮したもの	9
	10	九	一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの	9

下肢	10	十一	一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	9
	11	九	一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの	6
	12	七	一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの	6
	12	八	長管骨に変形を残すもの	6
	12	十一	一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの	6
	12	十二	一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの	6
体幹	6	五	脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	30
	8	二	脊柱に運動障害を残すもの	18
	11	七	脊柱に変形を残すもの	6
	12	五	鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの	6
臓器	1	四	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100
	2	四	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	100
	3	四	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	50
	5	三	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	30
	7	五	胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	18
	9	十一	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	9
	11	十	胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	6
神経・精神	1	三	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100
	2	三	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	100
	3	三	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	50
	5	二	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	30
	7	四	神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	18
	9	十	神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	9
	12	十三	局部に頑固な神経症状を残すもの	6
生殖器	7	十三	両側の睾丸を失ったもの	18
	9	十七	生殖器に著しい障害を残すもの	9
顔貌・歯	7	十二	外貌に著しい醜状を残すもの	18
	9	四	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	9
	9	五	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	9
	9	十六	外貌に相当程度の醜状を残すもの	9
	10	四	14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	9
	11	二	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	6
	11	三	一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	6
	11	四	10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	6
	12	二	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	6
	12	三	7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	6
	12	四	一耳の耳殻の大部分を欠損したもの	6
	12	十四	外貌に醜状を残すもの	6

#### **(4) 事故の範囲と共済金を支給できない場合**

##### **ア 事故の範囲**

(契約約款第8条)

この共済の受給事由が発生し、共済金の支払い請求ができる事故の範囲は、次の事故を除く事故としておりますのでご注意ください。

- (ア) 過度の高温及び日射病
- (イ) 飢、渴
- (ウ) 治療目的以外の内外科的処理による合併症
- (エ) 治療上の事故及び治療処置後の合併症

##### **イ 共済金を支給できない場合**

(契約約款第9条)

次の各号に該当する場合には、共済金を支給できませんのでご注意ください。

- (ア) 加入者又は共済金受取人の故意又は重大な過失による場合
- (イ) 加入者の犯罪、違法行為又は死刑の執行による場合
- (ウ) 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故の場合
- (エ) 加入者の自殺又は自殺未遂による場合
- (オ) 戦争その他の変乱による場合

#### **(5) 共済金の支払請求（都道府県消防協会の手続き）**

##### **ア 共済金支払請求書等送付書の提出**

都道府県消防協会は、市町村・消防団等から「共済金支払請求書（様式11）」を受領したときは、必要事項が記載されているか、必要な押印がなされているか、必要な添付書類が添付されているか等を審査し、「共済金支払請求書等送付書（様式12）」により取りまとめ、日本消防協会に提出して下さい。

この場合、都道府県消防協会において必要と思われる書類はコピーして保管して下さい。

##### **イ 公務死亡等の速報**

加入者が、公務により死亡し、又は、重度障害の状態と推定できる場合、市町村・消防団等からの報告に基づいて、「死亡・重度障害事故報告書（速報）（様式10）」に確認できる事項を記載し、速やかに日本消防協会に報告して下さい。

---

## **8. 共済金の支払い**

(事業方法書第15条第1項、契約約款第27条第3項)

(1) 共済金は、「共済金支払請求書（様式11）」及び前記7「共済金の支払請求手続き」の(1)のアに記載する「必要な添付書類等」（以下、「支払請求書等」といいます。）が日本消防協会に到着した日の月の翌月25日を目途として都道府県消防協会の指定する金融機関に払い込みます。

ただし、この到着した日とは、必要な「支払請求書等」が整っていることを前提とします。

(2) 都道府県消防協会は、日本消防協会から共済金の払込みがあった後、市町村・消防団等を経由して受取人に支払うか、直接受取人に支払って下さい。

この場合、都道府県消防協会及び市町村・消防団等は、振込先の金融機関や口座等を事前に確認しておくなど、できるだけ早く受取人が受領できるように努めて下さい。

(3) 都道府県消防協会及び市町村・消防団等は、共済金の支払いについて、銀行振込済み通知書及び受領書等を、日本消防協会の調査等又は監督庁による検査等に際し、いつでも提出又は提示できるように保管して下さい。

なお、その保存期間は5年間としますが、事情によりその期間を延長することもありますのでご注意ください。

---

## 9 共済契約申込み及び掛金払込みの猶予期間中に共済金の支払事由が発生し

### た場合の取扱い

(契約約款第19条)

共済契約申込み及び掛金（以下、この項において「掛金払込等」といいます。）の猶予期間中に共済金の支払事由払込みが発生した場合、猶予期間中に都道府県消防協会から日本消防協会あてに共済契約申込み及び掛金の払込みのあったことを確認してから共済金を支払います。

この猶予期間中の「掛金払込等」の前に「共済金支払請求書（様式11）」及び「必要な添付書類等」が日本消防協会に到着している場合は、「掛金払込等」があった日を請求日として準用し、共済金の支払い手続きを行うこととなりますのでご注意ください。

また、年度を跨いで入院している事案のうち、支給対象となったもので、前年度の支給限度日数（120日）の関係から、新年度分の一部が支払わなかったものについては、新年度の掛金申込み等があったことを確認してから支払い手続きを行います。

---

## 10 時効

(事業方法書第23条、契約約款第31条)

共済金の支払い、掛金の返還その他この共済に関連する一切の支払いを請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅しますのでご注意ください。

---

## 11 福祉増進事業・返戻金・取扱い事務費

### (1) 福祉増進事業

(事業方法書第25条、契約約款第30条)

日本消防協会は、この福祉共済の事業として、消防団員等が死亡し、又は障害を受けた場合等に共済金の支払いを行うほか、加入者である消防団員等の福祉の増進と本共済の健全な運営を図るため、つぎに定める福祉増進事業を行うことができることとしています。

- ア 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
- イ 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- ウ 殉職消防団員等の慰霊祭の事業

- エ 消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業
- オ 都道府県消防協会が行う上記アからエまでの事業に対しての助成

この福祉増進事業は、毎年度予算編成に当たり、福祉増進事業実施計画を作成し、福祉共済事業等運営委員会の審議を経て実施することとし、また、都道府県消防協会への助成は、福祉増進事業助成金交付要綱に基づいて助成することとしています。

## (2) 返戻金

この福祉共済事業は、毎年度、共済期間毎に収支計算を行い、収支差額が生じる見込みがある場合で、他の特別な事情がある場合を除いて、その収支差額の範囲内において、払込掛金に応じた金額を返戻金として返戻することができることとしています。

## (3) 取扱い事務費

日本消防協会は、都道府県消防協会及び市町村・消防団等に対して、消防団員等の本共済への加入及び加入者又は共済金の受取人からの共済金の請求等の取りまとめに係る費用等に対する取扱い事務費を、原則として加入者1人当りを基準として県協等事務費及び消防団等事務費に区分して支払うこととしています。

## 1 2 加入登録番号

### (1) 都道府県加入登録番号

「消防団員等福祉共済加入申込書」等に付する「都道府県登録番号」次のとおりです。

01	北海道	13	東京	25	滋賀	37	香川
02	青森	14	神奈川	26	京都	38	愛媛
03	岩手	15	新潟	27	大阪	39	高知
04	宮城	16	富山	28	兵庫	40	福岡
05	秋田	17	石川	29	奈良	41	佐賀
06	山形	18	福井	30	和歌山	42	長崎
07	福島	19	山梨	31	鳥取	43	熊本
08	茨城	20	長野	32	島根	44	大分
09	栃木	21	岐阜	33	岡山	45	宮崎
10	群馬	22	静岡	34	広島	46	鹿児島
11	埼玉	23	愛知	35	山口	47	沖縄
12	千葉	24	三重	36	徳島	48	日本消防協会

### (2) 市町村加入登録番号

これまで使用していた登録番号を踏襲します。

なお、新たに加入登録番号が必要となった場合は、都道府県消防協会を通じて市町村・消防団等にお知らせします。